

社会福祉法人 杜の会  
グループホーム 福井倶楽部

1. 利 用 約 款
2. 重要事項説明書
3. 個人情報の利用目的

## グループホーム 福井倶楽部 利用約款

(約款の目的)

第1条 グループホーム福井倶楽部（以下「事業所」という。）は、要支援2及び要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、共同生活住居において家庭的な環境の下で利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適切な認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護及び介護予防短期利用共同生活介護（以下「介護サービス」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人となる者（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者がグループホーム福井倶楽部入居利用同意書を当事業所に提出した時より、効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更が合った場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款、重要事項説明書及び個人情報の利用目的の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し当事業所を利用できるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
  - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額120万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

2 身元引受人も前項と同様に利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません

(当事業所からの解除)

第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合は、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

①利用者が要介護認定において自立と認定された場合

②利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当事業所での適切な介護サービスの提供を超えると判断された場合

③利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず7日間以内に支払わない場合

④利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑤天災、災害、施設・設備の故障等やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく介護サービスの対価として、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金の自己負担分を当事業所に支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10日頃までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は連帯し、当事業所に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対し、領収書を交付します。

4 引落をご希望の方で、残高不足等の理由により約定日に振替ができなかった場合、当該振替不能に伴い発生した手数料の実費を、翌月の利用料に合算して請求いたします。

(記録)

第7条 当事業所は、利用者の介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し身元引受人その他の者(利用者代理人を含みません)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

- 3 当事業所は、身元引受人が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第 8 条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除きます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 9 条 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得て行います。

(緊急時の対応)

第 10 条 当事業所は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じます。

- 2 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び関係機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する介護サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 介護サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定める所により、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意を持って協議して定めることとします。

# グループホーム福井倶楽部

## 重要事項説明書

### 1 事業運営主体の概要

対象事業所の名称	グループホーム 福井倶楽部
運営法人の名称	社会福祉法人 杜の会
運営法人の代表者名	理事長 大 橋 俊 男
運営法人の所在地	札幌市西区平和420番地 TEL (011) 668-2020 FAX (011) 668-2525
他の介護保険関連の事業	○介護老人保健施設 平和の杜 ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ○平和の杜居宅介護支援事業所 ○平和の杜訪問リハビリテーション ○平和の杜訪問看護ステーション

### 2 事業所の概要

事業所の名称	グループホーム 福井倶楽部
事業所の目的	社会福祉法人杜の会が開設するグループホーム福井倶楽部が行う指定認知症対応型共同生活介護事業、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業、指定短期利用共同生活介護事業及び指定介護予防短期利用共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護従業者等（以下「職員」という。）が要支援2及び要介護状態にある高齢者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護及び介護予防短期利用共同生活介護（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とします。
事業所の運営方針	①当事業所は、入居者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護計画に基づいて、家庭的環境の下における入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活を可能にすることを目指します。 ②当事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、入居者に対し身体拘束を行いません。 ③当事業所は、共同生活住居が地域の一部として機能するよう、居宅介護支援事業所、その他保健医療・福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることが出来るよう努めます。

	<p>④当事業所は、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が『にこやか』で『個性豊かに』過ごすことが出来るようサービス提供に努めます。</p> <p>⑤サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して入居上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入居者の同意を得て実施するよう努めます。</p>
事業開始年月日	平成28年10月1日
保険事業者指定番号	札幌市 事業所番号 0190400663
事業所の所在地等	札幌市西区福井4丁目14番地18号 TEL・FAX (011) 665-2200
敷地・建物の概要	敷地面積 466.49㎡ 構造 木造2階建
事業所の代表者	理事長 大橋 俊男
管理者	中林 さおり
利用できる方	要支援2又は要介護と認定された方
共同生活住居（ユニット）	1ユニット
入居定員	定員 9人
個室概要	個室 9室 設備：照明器具・クローゼット・暖房・冷房
共用施設の概要	居間及び食堂 1 台所 1 浴室 1 トイレ 3 洗面所 2
防犯・防災設備 避難設備等の概要	スプリンクラー 自動火災通報装置 非常警報装置 自動火災報知機 1級漏電火災警報器 消火器 誘導 灯及び誘導標識
緊急時の対応方法	主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険㈱
交通の便	<p>琴似バスターミナル・発寒南バスターミナルより共に西野平和線（琴42・発42）に乗車し西野9条5バス停留所下車 徒歩10分</p> <p>※地下鉄琴似駅より送迎バスが出ております。 （介護老人保健施設平和の杜の送迎バスになります。）</p>

### 3 職員体制

#### (1) 職員の職種、員数

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		介護職員 1名			介護福祉士
計画作成担当者	1		介護職員 1名			介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士
介護従業者	7	5	管理者 1名 計画作成担当者 1名 平和の杜介護職員 1名	1	介護職員	介護福祉士、介護支援専門員
看護従業者						

#### (2) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業所の従事者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
計画作成担当者	それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成します。
介護従業者	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たります。
看護従業者	利用者に対する医療行為を行います。介護計画に基づく看護を行います。医療機関との連絡調整を行います。24時間連絡できる体制を確保します。

### 4 勤務体制

管理者	日勤 (9:00~18:00)	1人
計画作成担当者	日勤 (9:00~18:00)	1人
介護従業者	日勤 (9:00~18:00)	3人
	夜勤 (16:30~9:30)	1人
看護従業者	平和の杜訪問看護ステーション (24時間連絡できる体制)	

## 5 サービス及び利用料等

### (1) サービス及び利用料

食事の提供及び介助・支援	利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮した食事を適切な介助のもとで提供します。(食材料費は給付対象外)
排泄の介助・支援	利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立支援を行います。
入浴(清拭)の提供及び介助・支援	利用者の状況や希望に応じ、必要な回数の入浴又は清拭を適切な介助のもとで提供します。
日常生活上の機能訓練	日常生活の中での屋外散歩・買物同行、家事共同、趣味活動、行事等により生活機能の維持、改善に努めます。
健康管理等	准看護師の資格を有する介護従事者が勤務しており、利用者のバイタルチェック等の日常的な健康管理を行います。
行政機関への手続き代行等	必要に応じて、郵便、証明書等の交付申請の代行などを行います。
相談・援助等	利用者又は家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。 その他、利用者の洗濯、掃除、着替え、整容などの日常生活上の世話や利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援を行います。
居室利用料(家賃)	月額 35,000円～39,000円(1号室・7号室) ※ 居室のタイプによって利用料が変わります。 ※ 生活保護受給者の場合、月額 39,000円の家賃が36,000円に減額になります。
滞在費(短期利用者)	日額 2,000円
食事の提供に係る食材費	日額 1,400円 内訳(朝食 350円、昼食 400円、夕食 450円 おやつ 200円)
水道光熱費	月額 12,000円 短期利用の場合は日額400円
暖房費(10月～4月)	月額 7,000円 短期利用の場合は日額300円
オムツ代	実 費
理容・美容費	実 費
クリーニング代	実 費
往診代	実 費
<p>&lt;月途中で入退居した場合の入退居月の取扱いについて&gt;</p> <p>入居日数(入退居日含む)に応じて、基本料金、家賃、水道光熱費及び暖房費は、日額に入居日数を乗じた金額を請求します。食材費は、食事を提供した分を1食単位で請求します。</p> <p>その他日常生活において通常必要となる費用で、入居者が負担することが適当と認められる費用は、実費をお支払いいただきます。</p>	

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護 利用料金表

【1割負担】

[1か月30日として]

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費	23,150円	23,272円	24,367円	25,066円	25,584円	26,131円
サービス提供体制 強化加算 I	670円					
家賃	39,000円					
食材料費	42,000円					
水道光熱費	12,000円					
暖房費	7,000円(10月～4月)					
合計	123,820円	123,942円	125,037円	125,736円	126,254円	126,801円

※ 介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援2が対象です。

●介護保険サービス費

初期加算		31円/日
若年性認知症利用者受入加算		122円/日
入院時費用		250円/日
口腔衛生管理体制加算		31円/月
口腔・栄養スクリーニング加算		21円/回
栄養管理体制加算		31円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		203円/月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3円/日
認知症チームケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)		153円/月 又は 122円/月
協力医療機関連携加算(介護予防除く)		102円/月・41円/月
医療連携体制加算体制(Ⅰ)ハ(介護予防を除く)		38円/日
退居時相談援助加算		406円/回
退去時情報提供加算		254円/回
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	73円/日
	死亡日以前4日以上30日以下	146円/日
	死亡日以前2日又は3日	690円/日
	死亡日	1,298円/日
新興感染症等施設療養費(1月に1回5日を限度)		244円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		11円/月
科学的介護推進体制加算		41円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2026年5月31日まで	150円～183円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の18.6%)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	2026年6月1日から(予定)	184円～224円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の22.8%)

(3) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護 利用料金表

【2割負担】

[1か月30日として]

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費	46,300円	46,543円	48,733円	50,132円	51,167円	52,262円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	1,339円					
家賃	39,000円					
食材料費	42,000円					
水道光熱費	12,000円					
暖房費	7,000円(10月～4月)					
合計	147,639円	147,882円	150,072円	151,471円	152,506円	153,601円

※ 介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援2が対象です。

●介護保険サービス費

初期加算		61円/日
若年性認知症利用者受入加算		244円/日
入院時費用		499円/日
口腔衛生管理体制加算		61円/月
口腔栄養スクリーニング加算		41円/回
栄養管理体制加算		61円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		406円/月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		6円/日
認知症チームケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)		305円/月 又は 244円/月
協力医療機関連携加算(介護予防除く)		203円/月・81円/月
医療連携体制加算連絡体制(Ⅰ)ハ(介護予防を除く)		75円/日
退居時相談援助加算		812円/回
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	146円/日
	死亡日以前4日以上30日以下	292円/日
	死亡日以前2日又は3日	1,379円/日
	死亡日	2,596円/日
新興感染症等施設療養費(1月に1回5日を限度)		287円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		21円/月
科学的介護推進体制加算		81円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2026年5月31日まで	300円～366円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の18.6%)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	2026年6月1日から(予定)	368円～449円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の22.8%)

(4) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護 利用料金表

【3割負担】

[1か月30日として]

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費	69,358円	69,723円	73,008円	75,107円	76,659円	78,301円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	2,008円					
家賃	39,000円					
食材料費	42,000円					
水道光熱費	12,000円					
暖房費	7,000円(10月～4月)					
合計	171,366円	171,731円	175,016円	177,115円	178,667円	180,309円

※ 介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援2が対象です。

●介護保険サービス費

初期加算	92円/日
若年性認知症利用者受入加算	365円/日
入院時費用	749円/日
口腔衛生管理体制加算	92円/月
口腔栄養スクリーニング加算	61円/回
栄養管理体制加算	92円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	609円/月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	9円/日
認知症チームケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	457円/月 又は 365円/月
協力医療機関連携加算(介護予防除く)	305円/月・122円/月
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ(介護予防を除く)	113円/日
退居時相談援助加算	1,217円/回
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下 219円/日
	死亡日以前4日～30日 438円/日
	死亡日以前2日及び3日 2,069円/日
	死亡日 3,894円/日
新興感染症等施設療養費(1月に1回5日を限度)	730円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	31円/月
科学的介護推進体制加算	122円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2026年5月31日まで	451円～549円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の18.6%)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ) 2026年6月1日から(予定)	552円～673円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の22.8%)

(5) (介護予防) 短期利用共同生活介護・短期利用共同生活介護 料金表

【1割負担】

[1日あたり]

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費	800 円	805 円	841 円	866 円	883 円	900 円
サービス提供体制 強化加算 I	23 円					
滞在費	2,000 円					
食材料費	1,400 円					
水道光熱費	400 円					
暖房費	400 円(10月～4月)					
合計	5,023 円	5,028 円	5,064 円	5,089 円	5,106 円	5,123 円

※ 介護予防短期利用共同生活介護は要支援2が対象です。

●介護保険サービス費

若年性認知症利用者受入加算	122 円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入居日から7日を限度)	203 円/日
医療連携体制加算 (I) ハ (介護予防を除く)	38 円/日
入院時費用	250 円/日
生活機能向上連携加算 (II)	203 円/月
新興感染症等施設療養費 (1月に1回5日を限度)	244 円/日
介護職員等処遇改善加算 (I) 2026年5月31日まで	162 円～249 円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の18.6%)
介護職員等処遇改善加算 (Iロ) 2026年6月1日から(予定)	198 円～306 円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の22.8%)

(6) (介護予防) 短期利用共同生活介護・短期利用共同生活介護 料金表

【2割負担】

[1日あたり]

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費	1,600円	1,609円	1,682円	1,732円	1,765円	1,799円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	45円					
滞在費	2,000円					
食材料費	1,400円					
水道光熱費	400円					
暖房費	400円(10月～4月)					
合計	5,845円	5,854円	5,927円	5,977円	6,010円	6,044円

※ 介護予防短期利用共同生活介護は要支援2が対象です。

●介護保険サービス費

若年性認知症利用者受入加算	244円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入居日から7日を限度)	406円/日
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ(介護予防を除く)	79円/日
入院時費用	499円/日
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	406円/月
新興感染症等施設療養費(1月に1回5日を限度)	487円/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2026年5月31日まで	324円～499円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の18.6%)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ) 2026年6月1日から(予定)	397円～611円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の22.8%)

(7) (介護予防) 短期利用共同生活介護・短期利用共同生活介護 料金表

【3割負担】

[1日あたり]

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費	2,400円	2,413円	2,522円	2,598円	2,647円	2,699円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	67円					
滞在費	2,000円					
食材料費	1,400円					
水道光熱費	400円					
暖房費	400円(10月～4月)					
合計	6,667円	6,680円	6,789円	6,865円	6,914円	6,966円

※ 介護予防短期利用共同生活介護は要支援2が対象です。

●介護保険サービス費

若年性認知症利用者受入加算	365円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入居日から7日を限度)	609円/日
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ(介護予防を除く)	119円/日
入院時費用	749円/日
生活機能向上連携加算	609円/月
新興感染症等施設療養費(1月に1回5日を限度)	730円/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2026年5月31日まで	485円～748円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の18.6%)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ) 2026年6月1日から(予定)	595円～917円/日程度 (介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の22.8%)

## 6 協力医療機関

### ① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団青葉 いまいホームケアクリニック
所在地・連絡先	札幌市中央区宮の森3条1丁目1-38 電話：011-215-8098
診療科	在宅診療
協力内容	日常の診察・治療・保健指導。定期的な往診（月2回）・健康診断。専門医療が必要な場合の適切な医療機関の紹介。 休日夜間を含めた24時間連絡体制の確保と緊急時の対応等 インフルエンザ予防接種等。

### ② 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 札幌山の上病院
所在地・連絡先	札幌市西区山の手6条9丁目1-1 電話：011-621-1200
診療科	脳神経内科 リウマチ科 もの忘れ外来 形成外科 脳神経外科 消化器内科 循環器内科 整形外科 外科 放射線科
協力内容	病状急変時の診察・治療。

### ③ 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人明日佳 宮の沢明日佳病院
所在地・連絡先	札幌市西区西町南20丁目1-30 電話：011-664-7111
診療科	脳神経外科 脳神経内科 糖尿病内科 整形外科 循環器内科 神経耳鼻科
協力内容	病状急変時の診察・治療

### ④ 協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人杜の会 介護老人保健施設平和の杜
所在地・連絡先	札幌市西区平和420番地 電話：011-668-2020
診療科	施設入所 他
協力内容	入所が必要な場合の受け入れ。インフルエンザ予防接種等。

### ⑤ 協力医療機関

医療機関の名称	にひら歯科医院
所在地・連絡先	札幌市白石区本通11丁目南7番5号 電話：011-864-3121
診療科	歯科
協力内容	日常の診察・治療。必要時及び定期的な往診

## 7 事故発生時の対応

事故発生時の処置	サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等に連絡を行います。また、必要に応じて市町村に報告します。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 8 入居に当たっての留意事項

<p>①入居申込時に介護保険証を提示してください。</p> <p>②外出・外泊は、あらかじめ職員に届けてください。食事が不要な場合は、下記の時間までに届けてください。 朝食（前日の18時まで） 昼食（当日の8時まで） 夕食（当日の12時まで）</p> <p>③入居・退居にかかる引越し費用は、各自負担してください。</p> <p>④医療機関へ入院の場合でも、家賃・水道光熱費・暖房費をお支払いいただければ、入居とみなします。（ただし3ヶ月まで）</p> <p>⑤利用料を2ヶ月滞納した場合は退居の意思があるとみなし、身元引受人に滞納分と退居にかかる引越し費用（処分費用）を請求します。</p> <p>⑥極端な暴力行為や自傷行為があるなど、共同生活を送ることが難しい心身状況になった場合は、速やかに新しい生活の場を紹介した上で退居していただきます。暴力行為による怪我等についての責任は負いかねます。</p> <p>⑦発火の恐れのある物品は持ち込まないでください。事業所内は全面禁煙となっております。</p> <p>⑧所持金につきましては原則的に事務所の金庫にて厳重に管理いたします。本人の強い希望がある場合にのみ1000円以内の所持を認めます。金銭の紛失や入居者間の貸借についての責任は負いかねます。</p> <p>⑨建物・備品に修理が必要となる場合は実費をお支払いいただきます。（畳・床・壁・椅子・テーブル等）</p> <p>⑩施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮いただきます。</p> <p>⑪身体の状態が重症化し、医療機関での治療等が必要となった場合は、その都度速やかにご相談の上退所していただきます。</p>
--

## 9 非常災害対策

防火管理者	管理者 中林 さおり
非常災害時の対策	別に定めた消防計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備などの非常災害への対策を講じます。
防災訓練	震災訓練（各年に1回） 消火訓練（各年に1回） 避難訓練（各年に1回）

10 苦情相談機関等

ホーム苦情相談窓口	苦情解決責任者 中林 さおり 苦情受付窓口（担当者） 内久保 善恵 受付時間 9：00～17：00（平日のみ） TEL・FAX (011) 665-2200								
苦情処理の体制・流れ	①苦情を受入れる。 ②利用者又は家族等から詳しい事情を聞くとともに、関係職員からも事情を聞きます。 ③問題点を把握し、管理者・計画作成担当者及び介護従事者等で苦情処理委員会を開催し、解決策を検討・調整します。検討後速やかに、問題の解決策・改善策について、利用者及び家族等に説明し了承を得るとともに、具体的な対応を行います。 ④苦情の内容等に関する記録を行う。 ⑤問題の解決後も、その改善状況について随時点検を行い、再発防止に努めます。 ※苦情処理委員会で処理できないものについては、法人で設置している『第三者委員』で対応いたします。 法人第三者委員のメンバー <table border="1" data-bbox="555 994 1273 1187"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>職業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>星野 次郎</td> <td>評議員・司法書士</td> </tr> <tr> <td>浅野 元廣</td> <td>評議員・弁護士</td> </tr> <tr> <td>大嶋 薫</td> <td>監事・元札幌市議会議員</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	職業	星野 次郎	評議員・司法書士	浅野 元廣	評議員・弁護士	大嶋 薫	監事・元札幌市議会議員
氏名	職業								
星野 次郎	評議員・司法書士								
浅野 元廣	評議員・弁護士								
大嶋 薫	監事・元札幌市議会議員								
外部苦情申立て機関	札幌市 各区役所 保健福祉課 中央区役所 電話 (011) 231-2400 北区役所 電話 (011) 757-2400 東区役所 電話 (011) 741-2400 白石区役所 電話 (011) 861-2400 厚別区役所 電話 (011) 895-2400 清田区役所 電話 (011) 889-2400 南区役所 電話 (011) 582-2400 西区役所 電話 (011) 641-2400 手稲区役所 電話 (011) 681-2400 豊平区役所 電話 (011) 822-2400 時間：8時45分～17時15分（平日のみ） 北海道国民健康保険団体連合会 所在地：中央区南2条西14丁目 電話011-231-5175 時間9時00分～17時00分（平日のみ）								

	北海道福祉サービス運営適正化委員会 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目1番 北海道立道民活動センター3階 電話 (011) 204-6310 時間 9時00分～17時00分(平日のみ)
--	--

## 1.1 その他の重要事項

秘密保持	<p>利用者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。</p> <p>利用者の個人情報は、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得て行います。</p>	
身体不拘束	<p>サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、文書にて利用者及び家族に説明し同意を得ます。</p>	
自己・外部評価	<p>定期的に（1年～2年に1回）提供するサービスの自己評価を行い、また外部評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。直近の自己評価及び外部評価の結果は別添のとおり。</p>	
第三者による評価の実施状況	あり	実施年月日 評価機関の名称 開示状況
	なし	

## 個人情報の利用目的

グループホーム福井倶楽部では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 1. 使用する目的

- (1) グループホームが利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 介護サービスの利用にかかるグループホームの管理運営業務のうち次に掲げるもの
  - ・入退居等の管理
  - ・会計・経理
  - ・介護事故、緊急時等の報告
  - ・介護・医療サービスの向上
- (4) グループホームが利用者等に提供する介護サービスのうち次に掲げるもの
  - ・在宅復帰において、利用者に居宅サービスを提供する他居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
  - ・他介護保険施設へ転所される場合において、他施設との連携、添書等の作成。
- (5) その他の業務委託
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・看護連絡表等の提供(入院、退所時など)・・家族等への心身の状況説明
- (6) 介護保険事務のうち次に掲げるもの
  - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- (7) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (8) その他
  - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・グループホーム等において行われる学生等の実習への協力
  - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供
  - ・グループホーム内外において行われる事例研究等
  - ・グループホーム内での写真の掲示(機関紙への写真・誕生日の掲載)・居室前の名札の設置

### 2. 使用にあたって

- (1) 個人情報の提供は、目的の範囲内で必要最小限に留め、関係者以外には漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した相手方、内容等の経過について記録しておくこと。
- (3) 事業者は、提供の同意を得た情報・資料を厳重に管理し、紛失・破損しないよう適正な保管に努めること。

## 重度化した場合の対応に係る指針

グループホーム福井倶楽部では、利用者が重度化した場合でも協力医療機関と連携し、安心・安楽に過ごしていただけるよう以下のとおり定めます。

### 1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

いまいホームケアクリニック

院長 今井 浩平 医師

- (1) 定期的な訪問診療、健康診断を行い利用者の健康管理を行います。
- (2) 休日夜間を含めた24時間連絡体制を確保しています。

### 2. 入院期間中における居住費及び食費の扱い

- (1) 家賃・水道光熱費・暖房費をお支払いいただければ入居とみなします。  
(ただし3ヶ月まで)
- (2) 食費は日割り計算とします。

### 3. 看取りに関する考え方

- (1) 入居されている利用者が協力医療機関の医師により、終末期の状態にあると診断された場合が対象となります。
- (2) 基本的に医学的な処置は行いません。
- (3) 利用者・家族の希望を出来るだけ尊重しながら、話し合いの場を設けて看取りの方向性を決めていきます。

## 看取りに関する指針

グループホーム福井倶楽部では、入居されている方がその人らしく生き自然にその人らしい最期を迎えることができるよう、利用者・家族の希望があれば、住み慣れたグループホームでの看取りをお手伝いすることができます。

### 【終末期に迎える一般的な経過とそれに応じた介護】

#### 1. 変化期

病気の進行や老衰により、バイタルサインの変化や食欲、水分摂取量、体力の低下等が常態化する。

- ・今後の生活（どこでどのように過ごしたいか）について本人、家族の希望を伺います。

※グループホーム福井倶楽部では原則として医療器具の使用、医療行為は致しません。

※グループホーム福井倶楽部以外の場を選択された場合でも、希望に沿った連絡相談、調整、情報提供等の支援を受けることが可能です。

#### 2. 開始期

協力医療機関の医師により、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断される。

- ・医師との面談（現状と今後の予測）
- ・実際の終末期の過ごし方について、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が協働しながら本人、家族と共に、ケアプランを作成します。

※ケアプランの実施は本人、家族への説明同意を得てから開始します。

#### 3. 安定期

終末期下の安定した状態

- ・ケアプランの実施、適宜見直し

※本人や家族の希望により随時終末期を迎える場や意向の変更は可能であり、希望に沿った支援を受けることが可能です。

～実際考え得るプランの内容～

痛みの管理（内服薬、座薬、湿布等）

安楽に過ごせるための姿勢保持

精神的なケア

楽しみとしての食事

快の気持ちに繋がる全身保清

医師、看護師との連携

家族の相談 等

#### 4. 臨死期

終末期下の安定した状態からできなくなることが増える、意識レベルが低下する、容貌が変化する。

- ・引き続きケアプランに沿った援助をします。
- ・グループホーム福井倶楽部では延命処置は行いません。
- ・家族との時間の共有をお勧めします。

（外部より宿泊される場合は、食事、シャワー、寝具の用意を有料で行っています）

## 5. 死別期

協力医療機関の医師により死亡確認がなされる。

- ・ 医師による死亡診断書を発行いたします。
- ・ グループホーム福井倶楽部では葬儀屋等のご紹介は行いません。
- ・ 残された家族の思いなど精神的な相談に乗ります。

### 【医療機関等との連携体制について】

- ・ いまいホームケアクリニック 院長 今井浩平医師  
定期的な往診に加えて24時間連絡体制を確保しています。
- ・ 平和の杜訪問看護ステーション 管理者 佐々木文江看護師  
定期的な訪問に加えて24時間連絡体制を確保しています。

以上、グループホーム福井倶楽部での看取りを希望される方、家族へは、当該指針に対しての同意を文章にて交わします。

## グループホーム福井倶楽部 入居利用同意書

グループホーム福井倶楽部を入居利用するにあたり、グループホーム福井倶楽部利用約款、重要事項説明書及び個人情報の利用目的を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

< 利用者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

(代 筆 )

< 代筆者・家族 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係 ( )

< 身元引受人 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係 ( )

社会福祉法人杜の会  
グループホーム福井倶楽部  
理事長 大 橋 俊 男